

第一百五十五回  
参議院経済産業委員会会議録第六号

平成十四年十一月十九日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月十五日

辞任

小泉 領雄君

岩本 司君

補欠選任

片山虎之助君

直嶋 正行君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

田浦 直君

魚住 汎英君

加納 時男君

松田 岩夫君

木俣 健二君

小林 温君

近藤 刚君

齊藤 滋宣君

関谷 勝嗣君

保坂 三蔵君

直嶋 正行君

藤原 篤瀬君

若林 秀樹君

松 あきら君

緒方 靖夫君

西山登紀子君

広野だし君

高市 早苗君

平沼 趙天君

大臣政務官 経済産業大臣政務官 常任委員会専門員 塩入 武二君

西川太一郎君 桜田 義孝君

公也君

事務局側 経済産業大臣政務官 常任委員会専門員 塩入 武二君

西川太一郎君 桜田 義孝君

公也君

○委員長(田浦直君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十五日、岩本司君及び小泉頼雄君が委員を

辞任され、その補欠として直嶋正行君及び片山虎之助君が選任されました。

○委員長(田浦直君) 知的財産基本法案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。平沼経

産大臣。

○國務大臣(平沼趙天君) わはようございます。

知的財産基本法案につきまして、その提案理由

及び要旨を御説明申し上げます。

我が国は、これまで国民のたゆまぬ努力によ

り、かつてない経済的繁栄とともに豊かで文化的

な生活を享受できる社会を実現してきましたが、

近年は低廉な労働コストや生産技術の向上等を背

景にしたアジア諸国急速な追い上げを受けるな

ど厳しい経済情勢にあります。我が国が今後とも

世界で確固たる地位を維持していくためには、創

造力の豊かな人材を育成し、優れた発明、製造ノ

ウハウ、デザイン、ブランド、コンテンツなどの

により、産業の国際競争力を強化し、活力ある経済社会の実現を図る、いわゆる知的財産立国を目指して進んでいくことが不可欠であります。

このような認識の下、本法案におきましては、知的財産の創造、保護及び活用に関し、その基本理念、國の責務その他的基本となる事項を定める

とともに、知的財産戦略本部を設置すること等により、知的財産に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とするものであります。

次に、本法案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、知的財産の定義として、発明、著作物など人間の創造的活動により生み出されるもの、商標など商品等を表示するもの及び営業秘密など事業活動に有用な技術上又は営業上の情報を定めております。

第二に、基本理念として、知的財産に関する施

策の推進は、国民経済の健全な発展及び豊かな文

化の創造、我が国産業の国際競争力の強化及びそ

の持続的発展に寄与すべき旨を規定しております。

第三に、基本的施策として、大学等における研

究開発の推進、特許権等の権利の付与の迅速化、

訴訟手続の充実及び迅速化、国内及び国外における権利侵害への措置、新分野における知的財産の

保護、専門的知識を有する人材の確保等を規定しております。

第四に、知的財産の創造、保護及び活用に関する

推進計画について、原則として施策の具体的な

目標や達成の時期を付すべきこと等所要の事項を

規定しております。

第五に、推進体制として、内閣に知的財産戦略

本部を設置することとし、内閣総理大臣を本部長

とするなど組織、所掌事務等を規定をしておりま

す。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。

何ぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいます。

ようお願いを申し上げます。

以上であります。

○委員長(田浦直君) 以上で趣旨説明の聽取は終了いたしました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたしました。

○委員長(田浦直君) 以上で趣旨説明の聽取は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時四分散会

十一月十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、知的財産基本法案

知的財産基本法案

知的財産基本法

知的財産の創造、保護及び活用に関する

推進計画(第二十一条)

知的財産戦略本部(第二十四条)

十三条

第一章 総則

第一章 総則

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化

に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況に鑑み、

新たな知的財産の創造及びその効果的な活用に

よる付加価値の創出を基軸とする活力ある経済

社会を実現するため、知的財産の創造、保護及

び活用に関し、基本理念及びその実現を図るた

めに基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めるとともに、知的財産戦略本部を設置することにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であつて、産業上の利用可能性があるものを含む)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び商業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に關して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

3 この法律で「大学等」とは、大学及び高等専門学校(学校教育法(昭和二十一年法律第一一十六号)第一條に規定する大学及び高等専門学校をいう。第七条第三項において同じ。)、大学共同利用機関(国立学校設置法(昭和二十四年法律第一百五十号)第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関をいう。第七条第三項において同じ。)、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十条第一項において同じ。)であつて試験研究に関する業務を行つもの、特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。第三十条第一項において同じ。)であつて研究開発を目的とするもの並びに国及び地方公共団体の試験研究機関

をいう。

(国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造)

第三条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の推進は、創造力の豊かな人材が育成され、その創造力が十分に發揮され、技術革新の進展にも対応した知的財産の国内及び国外における迅速かつ適正な保護が図られ、並びに経済社会において知的財産が積極的に活用されつつ、その価値が最大限に發揮されるために必要な環境の整備を行うことにより、広く国民が知的財産の恵沢を享受できる社会を実現すると

ともに、将来にわたり新たな知的財産の創造がなされる基盤を確立し、もって国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造に寄与するものとなることを旨として、行われなければならない。

(我が国産業の国際競争力の強化及び持続的な発展)

第四条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の推進は、創造性のある研究及び開発の成果の円滑な企業化を図り、知的財産を基軸とする新たな事業分野の開拓並びに経営の革新及び創業を促進することにより、我が国産業の技術力の強化及び活力の再生、地域における経済の活性化並びに就業機会の増大をもたらし、もって我が国産業の国際競争力の強化及び内外の経済的環境の変化に的確に対応した我が国産業の持続的な発展に寄与するものとなることを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

国は、前一条に規定する知的財産の創造、保護及び活用に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定

し、及び実施する責務を有する。

(大学等の責務等)

第七条 大学等は、その活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。

2 大学等は、研究者及び技術者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者及び技術者の適切な処遇の確保並びに研究施設の整備及び充実に努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策であつて、大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関に係るものと策定し、並びにこれを実施するに当たつては、研究者の自主性の尊重その他大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関における研究の特性に配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第八条 事業者は、我が国産業の発展において知的財産が果たす役割的重要性にかんがみ、基本理念にのっとり、活力ある事業活動を通じた生産性の向上、事業基盤の強化等を図ることができるよう、当該事業者若しくは他の事業者が創造した知的財産又は大学等で創造された知的財産の積極的な活用を図るとともに、当該事業者が有する知的財産の適切な管理に努めるものとする。

(連携の強化)

2 事業者は、発明者その他の創造的活動を行う者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、発明者その他の創造的活動を行いう者の適切な待遇の確保に努めるものとする。

(連携の強化)

第九条 国は、国、地方公共団体、大学等及び事業者が相互に連携を図りながら協力することにより、知的財産の創造、保護及び活用の効果的な実施が図られるこにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(競争促進への配慮)

第十条 知的財産の保護及び活用に関する施策を推進するに当たっては、その公正な利用及び公共の利益の確保に留意するとともに、公正かつ自由な競争の促進が図られるよう配慮するものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本的施策

(研究開発の推進)

第十二条 国は、大学等における研究開発の知識の創造が我が国経済社会の持続的な発展の源泉であることにかんがみ、科学技術基本法(平成七年法律第二百三十号)第二条に規定する科学技術の振興に関する方針に配慮しつつ、創造力の豊かな研究者の確保及び養成、研究施設等の整備並びに研究開発に係る資金の効果的な使用その他研究開発の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(研究成果の移転の促進等)

第十三条 国は、大学等における研究成果が新たな事業分野の開拓及び産業の技術の向上等に有用であることにかんがみ、大学等において当該研究結果の適切な管理及び事業者への円滑な移転が行われるよう、大学等における知的財産に関する専門的知識を有する人材を活用した体制の整備、知的財産権に係る登記その他の手続の改善、市場等に関する調査研究及び情報提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(権利の付与の迅速化等)

第十四条 国は、発明、植物の新品種、意匠、商標その他の国登録により権利が発生する知的財産について、早期に権利を確定することにより事業者が事業活動の円滑な実施を図ることができるよう、所要の手続の迅速かつ的確な実施を可能とする審査体制の整備その他必要な施策

を講ずるものとする。

2 前項の施策を講ずるに当たり、その実効的な遂行を確保する観点から、事業者の理解と協力を得るよう努めるものとする。  
(訴訟手続の充実及び迅速化等)

第十五条 国は、経済社会における知的財産の活用の進展に伴い、知的財産権の保護に関する司法の果たすべき役割がより重要となることにつかんがみ、知的財産権に関する事件について、訴訟手続の一層の充実及び迅速化、裁判所の専門的な処理体制の整備並びに裁判外における紛争処理制度の拡充を図るために必要な施策を講ずるものとする。  
(権利侵害への措置等)

第十六条 国は、国内市場における知的財産権の侵害及び知的財産権を侵害する物品の輸入について、事業者又は事業者団体その他関係団体との緊密な連携協力体制の下、知的財産権を侵害する事犯の取締り、権利を侵害する物品の没収その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、本邦の法令に基づいて設立された法人その他の団体又は日本の国籍を有する者(「本邦法人等」という。次条において同じ)の有する知的財産が外国において適正に保護されない場合には、当該外国政府、国際機関及び関係団体と状況に応じて連携を図りつつ、知的財産に関する条約に定める権利の的確な行使その他必要な措置を講ずるものとする。  
(国際的な制度の構築等)

第十七条 国は、知的財産に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、各國政府と共同して国際的に整合のとれた知的財産に係る制度の構築に努めるとともに、知的財産の保護に関する制度の整備が十分に行われていなければ、本邦法人等が迅速かつ確実に知的財産権の取得又は行使をすることができる環境が整備されるよう必要な施策を講ずるものとする。  
(新分野における知的財産の保護等)

第十八条 国は、生命科学その他技術革新の進展が著しい分野における研究開発の有用な成果を知的財産権として迅速かつ適正に保護することにより、活発な起業化等を通じて新たな事業の創出が期待されることにかんがみ、適正に保護すべき権利の範囲に関する検討の結果を踏まえつつ、法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、インターネットの普及その他社会経済情勢の変化に伴う知的財産の利用方法の多様化に的確に対応した知的財産権の適正な保護が図られるよう、権利の内容の見直し、事業者の技術的保護手段の開発及び利用に対する支援その他必要な施策を講ずるものとする。  
(事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備)

第十九条 国は、事業者が知的財産を活用した新たな事業の創出及び当該事業の円滑な実施を図ることができるよう、知的財産の適正な評価方法の確立、事業者に参考となるべき経営上の指針の策定その他事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策を講ずるに当たっては、中小企業が我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにつかんがみ、個人による創業及び事業意欲のある中小企業による新事業の開拓に対する特別の配慮がなされなければならない。

二 知的財産の創造、保護及び活用に関する基本的な方針

三 知的財産に関する教育の振興及び人材の確保等に關し政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策

四 前各号に定めるもののほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を政府が集中的かつ計画的に推進するための必要な事項

五 推進計画に定める施設について、原則として、当該施設の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

六 知的財産戦略本部は、第一項の規定により推進計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な施策を講ずるものとする。  
(教育の振興等)

第七条 国は、国民が広く知的財産に対する理解と関心を深めることにより、知的財産権が尊重される社会を実現できるよう、知的財産に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じて知的財産に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

第八条 国は、知的財産の創造、保護及び活用を促進するため、大学等及び事業者と密接な連携協力を図りながら、知的財産に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

第九条 第四項の規定は、推進計画の変更について準用を促進するため、大学等及び事業者と密接な連携協力を図りながら、知的財産に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。  
(人材の確保等)

第十一条 第二十二条 国は、知的財産戦略本部は、この章の定めるところにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画(以下「推進計画」という。)を作成しなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 知的財産の創造、保護及び活用のためには、府が集中的かつ計画的に実施すべき施策に関する事項について定めるものとする。

二 前号に掲げるもののほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施設で重要なもの(以下「所掌事務」という。)を置く。

三 第二十二条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。  
(所掌事務)

四 第二十三条 知的財産戦略本部は、この章の定めるところにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する調査審議、その施策の実施の推進並びに総合調整に関すること。

五 第二十四条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、内閣に、知的財産戦略本部(以下「本部」という。)を置く。

六 第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。  
(所掌事務)

七 第二十六条 本部は、知的財産戦略本部長、知的財産戦略副本部長及び知的財産戦略本部員をもつて組織する。  
(知的財産戦略本部長)

八 第二十七条 本部の長は、知的財産戦略本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもつて充てる。  
(知的財産戦略副本部長)

九 第二十八条 本部に、知的財産戦略副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもつて充てる。

果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

六 知的財産戦略本部は、知的財産を取り巻く状況の変化を勘案し、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも毎年度一回、推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

七 第四項の規定は、推進計画の変更について準用する。

第八条 第四章 知的財産戦略本部  
(設置)

第九条 第二十二条 国は、知的財産戦略本部は、この章の定めるところにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する施設を集中的かつ計画的に推進するため、内閣に、知的財産戦略本部(以下「本部」という。)を置く。

一 推進計画を作成し、並びにその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施設で重要なもの(以下「所掌事務」という。)を置く。

三 第二十三条 知的財産戦略本部は、この章の定めるところにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する調査審議、その施策の実施の推進並びに総合調整に関すること。

四 第二十四条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、内閣に、知的財産戦略本部(以下「本部」という。)を置く。

五 第二十七条 本部の長は、知的財産戦略本部長、知的財産戦略副本部長及び知的財産戦略本部員をもつて組織する。  
(知的財産戦略本部長)

六 第二十八条 本部に、知的財産戦略副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもつて充てる。

七 第二十九条 本部は、知的財産戦略本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもつて充てる。  
(知的財産戦略副本部長)

八 第三十条 本部は、知的財産戦略副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。  
 (知的財産戦略本部員)

第一十九条 本部に、知的財産戦略本部員(以下「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣

二 知的財産の創造、保護及び活用に関する優れた意見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

(資料の提出その他の協力)

第三十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができ

る。  
 2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第三十一条 本部に係る事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十二条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

(検討)  
 (施行期日)  
 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、

この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第一号中止誤		第二号中止誤
冷却材	冷却材	冷却材
正	正	正
誤	誤	誤
行	行	行
三	三	三
二〇	二〇	二〇
七	七	七
一	一	一
五	五	五
四	四	四
三	三	三
二	二	二
一	一	一
六	六	六
五	五	五
四	四	四
三	三	三
二	二	二
一	一	一